

建設常任委員会関係

山形県景観条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行	改 正 案
（届出事項等）	（届出事項等）
第12条 一略一	第12条 一略一
2 一略一	2 一略一
3 追加行為に係る法第16条第2項の条例で定める事項は、設計又は施行方法のうち、その変更により当該追加行為が同条第7項各号に掲げる行為に該当することとなるもの以外のものとする。	3 追加行為に係る法第16条第2項の条例で定める事項は、設計又は施行方法のうち、その変更により当該追加行為が同条第8項各号に掲げる行為に該当することとなるもの以外のものとする。
（適用除外行為の追加）	（適用除外行為の追加）
第13条 法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。	第13条 法第16条第8項第12号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。
（1） 一略一	（1） 一略一
（2） 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆(たい)積で、堆(たい)積の期間が30日を超えて継続しないもの	（2） 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積で、堆積の期間が30日を超えて継続しないもの
（3）～（5） 一略一	（3）～（5） 一略一
2～5 一略一	2～5 一略一
（関係市町村との連携）	（関係市町村との連携）
第25条 県は、景観計画において法第8条第2項第4号ロの景観重要公共施設の整備に関する事項を定めたときは、当該景観重要公共施設が所在し、又は所在することとなる市町村（次項において「関係市町村」という。）と連携を図りながら、当該景観重要公共施設と調和のとれた良好な景観がその周辺において形成されるよう、必要な施策の推進に努めるものとする。	第25条 県は、景観計画において法第8条第2項第4号ハの景観重要公共施設の整備に関する事項を定めたときは、当該景観重要公共施設が所在し、又は所在することとなる市町村（次項において「関係市町村」という。）と連携を図りながら、当該景観重要公共施設と調和のとれた良好な景観がその周辺において形成されるよう、必要な施策の推進に努めるものとする。
2 一略一	2 一略一